

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 保険証及び資格確認書の一斉更新について ～

【お問い合わせ】

北海道後期高齢者医療広域連合

TEL 011-290-5601

妹背牛町役場住民課保険グループ

TEL 0164-32-2410 (直通)

### 保険証または資格確認書の有効期限が切れます

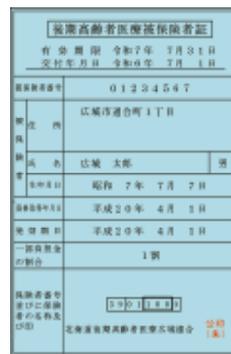
現在、ご使用の水色の保険証または黄緑色の資格確認書の有効期限が令和7年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

#### ◆水色の保険証をお持ちの方

下記「黄緑色の資格確認書をお持ちの方」以外の者

#### ◆黄緑色の資格確認書をお持ちの方

- ・令和6年12月2日の保険証廃止後に資格取得した者
- ・令和6年12月2日の保険証廃止後に住所変更や負担割合が変更となった者



保険証



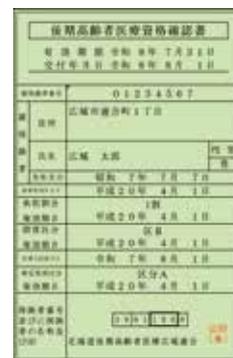
資格確認書

### 黄緑色の「資格確認書」を交付します（色変更なし）

現在、ご使用の水色の保険証または黄緑色の資格確認書の有効期限満了後には、代わりとなる黄緑色の「資格確認書」を交付します。新しい「資格確認書」は、令和7年8月1日から令和8年7月31日までご使用いただけます（お手元に届いてすぐにはご使用できません）。

なお、今回交付する「資格確認書」は、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という）の保有状況に関わらず、令和8年7月末まで暫定的な運用として一律で全被保険者へ交付します。

医療機関等を受診する際に「資格確認書」で掲示することで、これまでの保険証と同様にお使いいただけます。一方で、マイナ保険証には様々なメリットがありますので、マイナ保険証をお使いになれる方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。



### 「資格確認書」に限度区分等を記載することができます

資格確認書の右記①～③の欄については、本人の希望に基づいて、申請により併記することが可能です。なお、過去に「限度額適用・標準負担額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されていた方は、①②がすでに併記されていますが、本人の希望により申請していただくことで資格確認書に併記しないことも可能です。

- ①限度区分、限度区分の発効期日
- ②長期入院該当日
- ③特定疾病区分、特定疾病区分の発効期日

◆**限度区分**…医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院した時の食事代などの区分を示しており、前年の所得に応じて決まります。資格確認書の表記は下記のとおりです。

◆**長期入院該当日**…直近12ヶ月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯（区Ⅱ）に該当し、申請により認定を受けている方のみ記載できます。

◆**特定疾病区分**…特定疾病療養受療証をお持ちの方で資格確認書に併記を希望する場合は、申請により記載できます。資格確認書の表記は以下のとおりとなります。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	以下の(1)と(2)両方の要件に該当する方 (1)同一世帯に住民税の課税所得28万以上145万円未満の被保険者の方がいる。 (2)同一世帯内の被保険者全員の「年金収入+年金以外の合計所得金額」の合計金額が ・被保険者が1人の場合 → 200万円以上 ・被保険者が2人以上の場合 → 320万円以上
一般Ⅰ		住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ	1割	世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円 ・老齢福祉年金を受給している方

特定疾病区分	認定した疾病名
区分 A	人工腎臓を実施している慢性腎不全 （ <small>ふくまくんりゅう</small> 腹膜灌流のみを実施し人工腎臓を実施していない慢性腎不全を含む）
区分 B	<small>けっしょうぶんかくせいざい</small> 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）
区分 C	抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 （HIV感染を含み、厚生労働省大臣の定める者に係るものに限る）